

雫石町教育委員会告示第3号

雫石町いじめ防止等対策連絡協議会設置要綱を次のように定める。

平成27年8月27日

雫石町教育委員会 委員長 上野 宏

雫石町いじめ防止等対策連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 町内の機関及び団体が連携して、小学校及び中学校における児童又は生徒に対するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処(以下「いじめ防止等」という。)のための対策を実効的に行うため、雫石町いじめ防止等対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) いじめ防止等に関する機関及び団体の連携に関すること。
- (2) いじめ防止等のための対策を推進するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 学校教育の関係者
- (3) 児童又は生徒の保護者
- (4) 知識経験を有する者
- (5) 本町の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成27年8月27日から施行する。